

# JAEA Summer Internship

# 夏期休暇実習生募集

原子力機構で就業体験をしてみませんか？

研究系テーマ120件/技術系テーマ63件/事務系テーマ2件

皆様の御応募をお待ちしております。

詳細は下記URLより御確認ください。

令和4年度 夏期休暇実習生募集ページ



<http://www.jaea.go.jp/saiyou/internship/64/>

Web応募締切 2022年6月15日（水）

※書類の提出も必要となりますので  
余裕をもってお申込みください。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成センター  
お問合せ先：029-282-6235

令 04 原機 (育) 14

令和 4 年 5 月 10 日

各大学院/大学/高等専門学校  
インターンシップ御担当者様

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力人材育成センター長 加藤 浩



(印影印刷)

令和 4 年度夏期休暇実習生の募集について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当機構の事業について格別の御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も夏期休暇実習生を募集しますので、学生に御案内いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の情勢次第では、受入中止又は期間変更をするなど、感染拡大防止の観点から必要な措置を講ずる可能性があります。あらかじめ御承知おきください。

敬具

【夏期休暇実習生募集ページ】

<https://www.jaea.go.jp/saiyou/internship/64/>

問合せ先：

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力人材育成センター

原子力人材育成推進課 岡林

電話：029-282-6235

電子メール：nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp

## 令和4年度 夏期休暇実習生募集要項

### 1. 概要

大学及び高等専門学校(高専)の夏期休暇期間中に、学生に原子力について広く学ぶ機会を提供し、原子力分野の人材育成に資するため、夏期休暇実習生を募集します。

### 2. 応募資格

- ◇ 学校教育法に基づき設置されている大学や高等専門学校に在学している学生のうち、次の要件のいずれかを満たしていれば応募することができます。
- 国内の大学に在学する方
- 国内の高等専門学校の本科、準学士課程の4・5年生及び専攻科又は学士課程に在学する方
- 国内の大学院(博士前期課程、博士後期課程、一貫性博士課程、修士課程又は専門職課程)に在学する方
- 国内の大学院博士後期課程修了又は修了に必要な単位を取得して退学し、継続して大学院の研究生として在学する方

### 3. 募集テーマ

- ◇ 募集テーマは、別紙1のとおり原子力機構のホームページで御確認ください。
- ◇ 実施場所については、原子力機構のホームページ(<https://www.jaea.go.jp/about/JAEA/map/>)で御確認ください。
- ◇ 高等専門学校生は、テーマ一覧の「高専生」の欄に、「応募可」と表示されている実習テーマに応募してください。
- ◇ オンライン実習が可能な場合、テーマ一覧の「オンライン実習」の欄に「可」と表示されています。

### 4. 応募に当たっての注意事項

- ◇ 応募の前に、受入期間や実習内容について実習テーマの担当者と相談してください。
- ◇ 受入れは期間中に1回のみです。
- ◇ 第3希望までの日程で調整がつかなかった場合は、受入れをお断りさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の情勢により、募集や受入れを中止又は延期すること、また、感染拡大防止の観点から必要な措置を講ずる可能性があります。あらかじめ御承知おきください。
- ◇ 本フォームでの入力を開始する前に、夏期休暇実習生の受入れの申込みについて所属校の事務室や指導教員と相談し、了承を得てください。

- ◇ Web申込みの完了及び必要書類の送付をもって、派遣元及び学生は別紙2「夏期休暇実習生受入契約条項」に同意したものとみなし、受入通知書を発信した日から同契約が発効します。
- ◇ 6. (1)のWeb申込が完了しても、6. (2)の必要書類の送付が6月17日(金)までに完了していない場合は、辞退とみなしますので、御注意ください。

## 5.応募方法

(1)Web申込み:締切日 令和4年6月15日(水)

[https://nutec.jaea.go.jp/student\\_intern.php](https://nutec.jaea.go.jp/student_intern.php)



- ◇ 「希望受入期間」の欄で、受入開始日や受入終了日として土日祝日及びお盆期間(8月12日から8月17日まで)の日を記載しないでください。
- ◇ 拠点によっては、お盆の時期に合わせて、一斉休暇期間を設定していますので、テーマ担当者に確認してください。

(2)メールでのデータ送付:締切日 令和4年6月17日(金)

(1)のWeb申込みが完了した際に申込者に送付されるメールに返信する形で、次の4点を、[nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp](mailto:nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp)あてに送付してください。

### ①顔写真(全員)

申込者の胸から上の顔写真を電子データで送付してください(2MB程度まで)。上半身脱帽で6か月以内に撮影されたカラーのものとしてください。写真は、証明写真をスキャナで取り込む、スマホで撮影する等でもかまいません。ただし、スマホで撮影をする際には、背景は白い壁で撮影をし、自撮りは避けてください。また、写真は鮮明なものを使用してください。服装は、パーカー・Tシャツなどのカジュアルな服装は避けてください。

### ②学業成績証明書の写し(全員)

- ・ 学部在学者は、学部の成績証明書
- ・ 修士課程在学者は、学部及び修士課程の成績証明書
- ・ 博士課程在学者及び大学院研究生在学者は、学部、修士課程及び博士課程の成績証明書
- ・ 高等専門学校在学者は、高等専門学校の成績証明書

### ③保険加入証明書(オンライン実習テーマを除く全員)

公益財団法人日本国際教育支援協会が提供している「学生教育研究災害傷害保険」(通称「学研災」)と「学研災付帯賠償責任保険」(通称「学研賠」)の両方に加入しているか、補償内容が同等の保険に加入している必要があります。

6月17日(金)までに、保険加入証明書を取得できない場合は、取得見込み日をメールに記



載し、取得でき次第、提出して下さい。遅くとも、実習開始2週間前までに保険加入証明書を提出して下さい。

◆必要な補償内容:

	補償金額	備考
学研災	加入していれば可。 補償額については問わない。	通学中等障害危険担保特約を付加していることが望ましい。
学研賠 Bコース	対人賠償と対物賠償合わせて一事故につき1億円以上(免責金額0円)。	
その他	①学生個人に対する補償:加入していれば可。補償額については問わない。 ②他人や他人の財物に対する補償:対人賠償と対物賠償合わせて一事故につき1億円以上(免責金額0円)。	インターンシップ時の往復時の補償を付加していることが望ましい。

④ 宿舍貸与申請書(宿舍の貸与を希望する方のみ)

別紙3「宿舍貸与申請書」の太枠部分に記入して下さい。入居日は、受入開始日の1日前から設定することができます。ただし、寮が満室になった場合などにおいては、御希望にそえないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

宿舍を退去する時は、宿舍退去届を提出し、退去検査を受けてください。破損や汚損があった場合は、自己負担で原状回復していただきます。退去日は、受入終了日から1日以内としてください。例えば、受入終了日が金曜日の場合は、土曜日までに退去することになります。

6. 受入れの通知

7月12日(火)までに、派遣元責任者及び学生へ、文書又はメールで通知します。通知が届かない場合は、お手数をおかけしますが、11.の問合せ先へお問い合わせください。

7. 便宜供与

(1) 宿舍

職員と同程度の料金で利用することができます。基本的に寝具は備え付けられていません。拠点によっては、業者から寝具を借りることができます。宿舍によっては、老朽化しているものもありますので、宿舍の情報を確認し、必要に応じ別紙4の拠点担当者等に御相談下さい。(参考:東海地区)寮が満室の場合、東海ドミトリを御紹介します。宿泊費は原則自己負担となります。詳細は、受入通知時にお知らせします。

(2) 被服

必要に応じて作業服を貸与します。

### (3) 食事

拠点によりますが、宿舎及び構内の食堂を利用することができます。

### (4) 旅費

受入開始時及び受入終了時における所属キャンパスと受入拠点間の往復交通費を原子力機構の規定に基づき支給します。また、受入期間中に出張する場合は、旅費(交通費及び宿泊費)を支給します。

## 8. 個人情報の取扱い

夏期休暇実習生の募集に当たり取得した個人情報については、原子力機構の個人情報保護規程等に基づいて適切に管理いたします。

夏期休暇実習生の受入審査及び受入手続のほか、原子力機構の採用情報、施設見学会に関する案内の送付並びに学生及び学生の所属大学等との連絡に使用します。

## 9. 注意事項

(1) 受入れを円滑に進めるため、応募前に、実習テーマの担当者とあらかじめ受入期間や実習内容などについて相談してください。

(2) 申込み後に、新型コロナウイルス感染症の情勢により、変更・キャンセルが生じる場合は、早めに受入担当又は原子力人材育成センター担当者に御連絡ください。

(3) 来所直前に抗原検査をしていただきます。陰性が確認できた方のみ受入現場に移動をしていただきます。陽性だった場合は、期間変更又はキャンセルの対応をさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 10. その他

(1) 拠点担当者の一覧は別紙4のとおり。

(2) 受入期間中に、夏期休暇実習生の活動の様子を撮影し、その画像を原子力機構の広報活動に利用することがあります。画像を使用することを希望しない場合は、受入れ時にその旨原子力機構職員にお伝えください。

(3) 過去に実施した夏期休暇実習の様子を御覧いただけます。

## 11. 問合せ先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力人材育成センター 原子力人材育成推進課 夏期休暇実習生担当 岡林、河野

電話番号:029-282-6235、070-1322-6938

メールアドレス:[nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp](mailto:nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp)

募集テーマは、原子力機構のホームページ【夏期休暇実習生募集ページ】で御確認願います。

[【https://www.jaea.go.jp/saiyou/internship/64/】](https://www.jaea.go.jp/saiyou/internship/64/)

※テーマは、研究系（120件）、技術系（63件）、事務系（2件）の種別順に、さらに、その中で、物理→化学→数学→地球・環境→生物→放射線→機械→材料→安全→核不拡散・核セキュリティ→その他の分野順に掲載してあります。

## 夏期休暇実習生受入契約条項

## (総則)

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が夏期休暇実習を実施するに当たり、原子力機構、夏期休暇実習生及びその所属大学の本受入れに係る責任者（以下「責任者」という。）は、本契約条項に従う。

## (実習の実施)

第2条 夏期休暇実習生は、原子力機構が定める実習テーマについて学習するものとする。

## (作業従事者登録)

第3条 夏期休暇実習生は、放射線作業に従事する場合は、放射線管理手帳又は被ばく歴等証明書を作成する前に受入部署の担当者（以下「受入担当者」という。）に提出しなければならない。放射線、有機溶剤、特定化学物質、レーザー等を取り扱う特殊作業に従事する場合は、特殊健康診断結果証明書の写しを作成する前に受入担当者に提出しなければならない。

## (施設の利用)

第4条 夏期休暇実習生は、研究施設、設備、装置等を利用する場合は、受入担当者又は受入担当者が指名する者の使用許可を得た上で、その指示に従わなければならない。

2 夏期休暇実習生は、宿舎、食堂、図書館等を利用する場合は、施設主管課室の指示に従わなければならない。

## (実習報告書の提出)

第5条 夏期休暇実習生は、受入終了日から30日以内に第2条の実習に係る報告書を所定の様式により作成し、提出しなければならない。

## (実習内容の発表)

第6条 夏期休暇実習生は、第2条の実習の内容及びその結果として得られた成果などについて原子力機構の外部で発表する場合は、あらかじめ所定の手続を行わなければならない。

## (知的財産権)

第7条 夏期休暇実習生が第2条の実習により発明し、又は考案した知的財産権の取扱いについては、原子力機構の職員に対する定めを適用し、その一切に係る権利を原子力機構に継承する。

## (禁止行為)

第8条 夏期休暇実習生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 原子力機構の信用を傷つけ、又は利益を害すること。(信用を失墜させるおそれのある事柄についてインターネット上で公開する行為を含む。)
- (2) 原子力機構の秘密を漏らすこと。



(3) 原子力機構の秩序又は規律を混乱させること。

- 2 夏期休暇実習生は、前項第2号の秘密漏えいを防止するため、原子力機構の文書管理規程、秘密文書取扱規程、情報セキュリティ管理規程等を理解し、遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 原子力機構は、夏期休暇実習生が関係する事件若しくは事故又は夏期休暇実習生が前条に掲げる禁止行為を行ったことにより損害を受けたときは、夏期休暇実習生若しくは責任者又は双方に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

(保険加入)

第10条 夏期休暇実習生は、万が一の傷病や病気又は損害賠償に備えて次のいずれかの保険に加入しなければならない。

(1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険

(2) 原子力機構が認める前号と補償内容が同等の保険

(事象の報告)

第11条 夏期休暇実習生は、原子力機構の物品又は不動産を損壊等した場合、並びに事故、事件、災害等の発生により傷病に至った場合は、当該事象に至った経緯等について、当該事象が発生した日から2日以内に所定の様式により受入担当者に報告しなければならない。

(安全衛生)

第12条 夏期休暇実習生は、原子力機構の安全、衛生、保安等に関する定めを理解し、遵守しなければならない。

(旅費の支給)

第13条 原子力機構は、夏期休暇実習生に、以下の事由につき原子力機構の規定に基づき旅費を支給することができるものとする。

(1) 受入開始時に所属大学等から受入拠点に移動するとき及び受入終了時に受入拠点から所属大学等に移動するとき。

(2) 宿舎がない拠点等での受入れにおいて、機構外の宿泊施設を提供するより、学生が実家等から通う方が、原子力機構が負担する経費の軽減が見込まれるとき。

(3) 受入期間中に実習の一環として旅行するとき。

2 前項第3号の旅行をする場合において、宿泊した方が経費の節減となると原子力機構が判断したとき、当該旅行に係る宿泊費を支給することができるものとする。

3 原子力機構は、夏期休暇実習生が第18条に規定する受入契約の解除に該当した場合、又は旅行の行程等が不適切であると判断される場合は夏期休暇実習生に対して支給した旅費の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(休日)

第 14 条 原子力機構は、土日祝日、年末年始及びその他原子力機構が定める休日には、原則として実習を行わないものとする。

(出欠管理)

第 15 条 夏期休暇実習生は、所定の様式により出欠を記録しなければならない。

(契約の変更)

第 16 条 責任者は、原子力機構と協議し、夏期休暇実習生受入契約を変更することができる。

2 責任者は、前項の協議の結果、夏期休暇実習生受入契約を変更することとなった場合は、事前に所定の様式により原子力機構に申請しなければならない。

(登載事項の変更)

第 17 条 夏期休暇実習生は、前条の契約変更によらない住所その他受入れ手続上必要な事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の様式により届け出なければならない。

(受入契約の解除及び存続事項)

第 18 条 夏期休暇実習生が派遣元の身分を失った場合は、原子力機構は夏期休暇実習生受入契約が解除されたものとみなす。

2 原子力機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受入契約を解除することができる。

(1) 所属大学が夏期休暇実習生の教育指導を行わなくなったとき。

(2) 夏期休暇実習生が第 2 条の実習を実施しないとき、又は実施しないことが見込まれるとき。

(3) 第 2 条の実習テーマについて原子力機構が業務として行わないこととなったとき。

(4) 夏期休暇実習生又は責任者が本受入契約条項に違反したとき。

3 夏期休暇実習生受入契約が終了し、又は解除した場合も、第 8 条及び第 9 条の効力は存続するものとする。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約条項について又はこの契約条項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構並びに夏期休暇実習生及び責任者が協議して解決するものとする。

申請年月日： 

## 宿舎貸与申請書

宿舎担当課長 殿

フリガナ  
申請者氏名  
性別  
所属  
電話番号  
住所

<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

宿舎を貸与していただきたく、下記のとおり申請します。

なお、宿舎の貸与が認められた場合は、宿舎管理規程を厳守して使用します。

### 記

1. 宿舎を必要とする理由

夏期休暇実習生

 として受入れ

2. 入居希望日

3. 入居形態

世帯       単身       独身

4. 居住者

続柄	氏名	年齢	扶養の有無	備考

受入担当部課室	所属長印
受入期間                      ~	身分                      夏期休暇実習生

なお、上記事項に変更が生ずる場合は、事前に届出ます。

## 拠点担当者一覧

拠点(宿舍等)担当者	電話番号
原子力科学研究所 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4 原子力人材育成センター原子力人材育成推進課 関谷、鹿志村	029-282-5911 029-284-3845
核燃料サイクル工学研究所 〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33 労務課 田口・鈴木	029-282-1133 (内線:62317・62321)
大洗研究所 〒311-1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地 管理部 労務課 草野・佐久間	029-267-1919 (内線:5062・5065)
敦賀地区 〒914-8585 福井県敦賀市木崎65号20番地 事業管理部 総務課 小森・木本	0770-21-5024 (内線:79403・79410)
人形峠環境技術センター 〒708-0698 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地 総務課 横地・福本	0868-44-2211 (内線:2302・2304)
幌延深地層研究センター 〒098-3224 北海道天塩郡幌延町字北進432番地2 総務・共生課 福本	01632-5-2022 (内線:45104)
東濃地科学センター 〒509-6132 岐阜県瑞浪市明世町山野内1番地63 総務・共生課 松浦・山口・日比野・中山	080-3006-9629 080-4181-1736 090-9821-7998 090-4371-9679

## 夏期休暇実習生全般に関するお問い合わせ

原子力人材育成センター 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4 原子力人材育成推進課 岡林・河野	<a href="mailto:nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp">nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp</a> 029-282-6235 070-1322-6938
--	---